

諮 問 の 概 要

1 諮問事項

基幹統計調査である「科学技術研究調査」（以下「本調査」という。）の平成26年調査の実施に当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、総務大臣から申請のあった以下の変更を承認すること。

2 変更の概要

平成26年に実施する本調査について、調査計画における「報告を求める事項」及び「集計事項」を以下のとおり変更する。

（1）報告を求める事項

ア 変更事項1（調査票甲（企業））

報告を求める事項のうち、「営業利益高」を削る。

【説明】

他の企業関連統計の調査票情報等の利活用によって分析が可能であること、営業利益高を削除しても政策上の特段の支障が確認されなかったこと及び企業にとって忌避感の強い調査項目であることから、報告者負担の軽減に資するため削るもの。

イ 変更事項2（調査票甲（企業）及び調査票乙（非営利団体・公的機関））

報告を求める事項のうち、「研究関係従事者数」の「研究者」の内数として把握する調査項目の名称を「主に研究に従事する者」から「専ら研究に従事する者」に変更する。

【説明】

研究者のうち専従者を把握することをより明確にするため、変更するもの。

ウ 変更事項3（調査票甲（企業）、調査票乙（非営利団体・公的機関）及び調査票丙（大学等））

報告を求める事項のうち、「採用・転入研究者数」及び「転出研究者数」において女性研究者の数を把握するとともに、報告者負担の軽減に資するため、以下のとおり変更する。

変更前		変更後	
採用・ 転入研 究者数	採用・転入研究者数合計	採用・転 入研究者 数	[削る]
	新規採用者		新規採用者 うち女性
	転入研究者		転入研究者 うち女性
転出研 究者数	転出研究者数	転出研究 者数	転出研究者数 うち女性

【説明】

女性研究者の支援施策に資するため、新規採用、転入及び転出研究者数の内数として女性研究者数を追加するもの。

エ 変更事項 4（調査票甲（企業）、調査票乙（非営利団体・公的機関）及び調査票丙（大学等））

報告を求める事項のうち、「社内（内部）で使用した研究費」において、「その他の経費」に含まれている無形固定資産の購入費等を把握するため、以下のとおり変更する。

変更前	変更後
その他の経費	無形固定資産の購入費
	うちソフトウェア
	その他の経費

【説明】

フラスカチ・マニュアル（注）との整合及び国民経済計算の推計の基礎資料の提供に資するため、調査項目を細分化して把握するもの。

（注）フラスカチ・マニュアルとは、経済協力開発機構（OECD）がR&D（研究及び試験的開発）統計データの適切な国際比較のためにとりまとめたものである。

オ 変更事項 5（調査票甲（企業）、調査票乙（非営利団体・公的機関）及び調査票丙（大学等））

報告を求める事項のうち、「社外（外部）から受け入れた研究費」及び「社外（外部）へ支出した研究費」において、「公的機関」及び「外国」の区分をそれぞれ以下のとおり変更する。

変更前			変更後	
公的機関	国・地方公共団体	国・公営の研究機関	公的機関	国・公営、独立行政法人等の研究機関
		その他		公営企業・公庫等
	特殊法人・独立行政法人	研究所等		その他
		公庫等		
		その他		
	外国			外国
				大学
				その他

【説明】

従来、フラスカチ・マニュアルよりも詳細な区分となっていた「公的機関」の区分について、フラスカチ・マニュアルとの整合及び報告者負担の軽減に資する観点から再編するもの。

また、「外国」の区分について、フラスカチ・マニュアルとの整合及び政策上産学連携に関する評価指標の把握の観点から、「会社」、「大学」及び「その他」の3区分に詳細化するもの。

カ 変更事項6（調査票丙（大学等））

報告を求める事項のうち、「従業者数」の「研究本務者」において「医局員・その他の研究員」を「医局員」及び「その他の研究員」に分割する。

【説明】

文部科学省において実施する「大学等におけるフルタイム換算データに関する調査」との整合を図り、専従換算をより精緻に行うため変更するもの。

（2）集計事項

上記(1)の調査項目の見直しに合わせて、集計事項について、「企業の数、従業者総数、総売上高及び営業利益」を「企業の数、従業者総数及び総売上高」に変更する等の見直しを行う。

3 審議すべき重点事項

（1）前回答申時（平成24年1月20日付け府統委第5号）における今後の課題の検討状況

本調査については、「諮問第42号の答申 科学技術研究調査の変更及び科学技術研究調査の指定の変更（名称の変更）について」（平成24年1月20日付け府統委第5号）において、「今後の課題」として以下の2点が指摘されている。

以下、当該答申を抜粋。

ア 定期的な見直し

本調査については、前回、統計審議会へ諮問を行った平成13年度以降、調査事項等の見直しが行われていない。しかしながら、「学術統計の整備と活用に向けて」（平成23年7月28日日本学術会議）において、「学術統計データの国際比較可能性の向上の観点から、フラスカチ・マニュアルに準拠した科学技術研究調査をよりの確なものにするための不断の検討を行なう。」こと、「第3次男女共同参画基本計画」（平成22年12月17日閣議決定）では、女性研究者の参画拡大に向けた環境づくりの具体的施策として、「研究者・技術者及び研究補助者等に係る男女別の実態把握とともに統計情報を収集・整備し、経年変化を把握する。」ことなど、科学技術施策等の変化に遅滞なく対応していくことが求められているため、少なくとも科学技術基本計画の策定に合わせて調査事項等の見直しを行うべきである。

また、科学技術政策を推進する文部科学省等の関係省庁や科学者の代表機関である日本学術会議等の関係団体と定期的な意見交換会を実施するなど情報の共有化を図り、本調査の活用可能性向上のための不断の見直しを行う必要がある。

イ フラスカチ・マニュアルへの今後の対応

現状では、以下の事項については、本調査では把握しておらず、フラスカチ・マニュアルと一致していない。これについて、今回調査で一致させることが出来ないことについては、前記3に記載の事項、文部科学省等関係省庁からの要望、研究のグローバル化等を踏まえた一定の検討期間が必要であることから、やむを得ないと考える。しかしながら、この検討については、平成26年調査実施までに結論を得るべきである。

- ① 資金源及び支出先の識別^{*1}
- ② 国外における資金源あるいは目的地の地理的区分^{*2}
- ③ 公的・一般大学資金の他の資金源からの分離^{*3}

④ 主に研究に従事する者の専従換算※4

- ※1 フラスカチ・マニュアルでは、資金源及び支出先について、「企業部門」、「政府部門」、「民間非営利部門」、「高等教育機関」、「国外」ごとに詳細に把握することとしている。
- ※2 フラスカチ・マニュアルでは、国外の地理的区分を「北米：カナダ、メキシコ、米国」、「欧州連合」、「他の欧州のOECD国」、「アジアのOECD国：日本、韓国」、「オセアニアのOECD国：オーストラリア、ニュージーランド」、「他の欧州の非OECD国」、「他のアジアの非OECD国」、「中南米」「他のオセアニアの非OECD国」、「アフリカ」に区分することとしている。
- ※3 「公的一般大学資金（GUF）」とは、中央政府、地方政府から高等教育機関に対して、研究教育活動全体（授業、研究開発、運営、健康管理等）を支援する目的で支払われる援助金であり、フラスカチ・マニュアルにおいては、公的一般大学資金を個別に把握すべきとされている。
- ※4 調査票甲（企業等）及び調査票乙（非営利団体・公的機関）の調査事項のうち、研究関係従業者数の内訳である「主に研究に従事する者」については、実際に研究関係業務に従事したあん分値を調査していないが、フラスカチ・マニュアルにおいては、研究活動に従事する人の数は専従換算でも表さなければならないとされている。

このため、これらの課題の調査実施者における対応状況及び検討状況並びに今回の変更内容の必要性及び妥当性について検討する必要がある。

（2）報告者負担の増加への対応について

本調査は、研究員の数及び研究関係の経費を詳細に把握することを目的としており、今回の調査計画の変更においても、フラスカチ・マニュアルとの整合を図る等の観点から調査項目が増加している。

このため、報告者負担の面から見て問題がないか検討する必要がある。

（3）科学技術に係る統計調査の体系について

本調査に関連する統計調査としては、文部科学省が実施する「全国イノベーション調査」（一般統計調査）及び「民間企業の研究活動に関する調査」（一般統計調査）や経済産業省が実施する「経済産業省企業活動基本調査」（基幹統計調査）等がある。

このため、本調査とこれらの統計調査との役割分担やOECDの科学技術に係る各種マニュアルとの対応状況について、整理・検討する必要がある。